

役場本庁舎、保健センター、
水処理センター

◇定休日 毎週土・日曜日・祝日・年未年始

地域交流館みほふれ愛プラザ

◇休館日 年未年始

子育て支援センター

◇休園日 毎週日曜日・祝日・年未年始

生涯学習施設

◇休館日 毎週月曜日・祝日・年未年始

◇振替休日・臨時休日

▶中央公民館 月曜日が祝日の場合は翌火曜日も休館

▶文化財センター 月曜日が祝日の場合は翌火曜日も休館
※5月3日(木)の祝日は開館。

▶光と風の丘公園

月曜日が祝日の場合は開園し翌火曜日は休園

◎平成30年度税目別納期一覧

■問合せ 収納課 ☎029-885-0340

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	納付期限
4月		第1期					5月1日(火)
5月			全期				5月31日(木)
6月	第1期						7月2日(月)
7月		第2期		第1期	第1期	第1期	7月31日(火)
8月	第2期			第2期	第2期	第2期	8月31日(金)
9月				第3期	第3期	第3期	10月1日(月)
10月	第3期			第4期	第4期	第4期	10月31日(水)
11月				第5期	第5期	第5期	11月30日(金)
12月		第3期		第6期	第6期	第6期	12月25日(火)
1月	第4期			第7期	第7期	第7期	1月31日(木)
2月		第4期		第8期	第8期	第8期	2月28日(木)
3月							

※年度により、納付期限は変更となる場合があります。納税通知書、納付書でのご確認をお願いします。

助成の申請は必ず着工前に！

住宅リフォーム費用の一部を助成します

村では、地域経済の振興を目的として、美浦村にお住まいの方が村内の施工業者により住宅リフォーム工事を行った場合、その費用の一部を補助しています（予算がなくなり次第受付終了）。

必ず工事着工前に申請してください。すでに工事を着工した後の申請は対象となりません。

◎対象者 村内に自己が所有する個人住宅・併用住宅に継続して3年以上住民登録をしている方で、その居住する住宅に以下の助成対象リフォーム工事を村内の施工業者により行う方

※村で実施している他の補助制度を利用された方は除きます。

◎助成対象リフォーム工事 村内の施工業者による、工事費が10万円以上(消費税別)の修繕、増改築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事

※車庫、塀工事や屋根の葺き替え、既存床面積の2分の1を超える増改築工事、機器類および建具のみの設置・交換工事、ソーラーパネルの新設・交換工事、自然災害による被害の復旧工事等は対象外です。

◎助成金の額 助成対象リフォーム工事にかかった工事費(消費税別)の10%

※上限額10万円。上限額までは千円未満切り捨て。

◎申込・問合せ 役場都市建設課 ☎029-885-0340 (内)222・223